

〔社会学部研究会シンポジウム報告〕

大 学 の 理 念

一関西学院大学における改革の理念としての
「協同社会」(第三社会) 論一

余 田 博 通

はしがき

昭和46年4月の社会学部研究会において、私は大学の理念に関する報告を求められた。その企画者の意図は、恐らく、学園が表面的には平静になった今日、大学の理念を再び問い合わせ、将来への姿勢を正そうということにあったと思われる。この報告者の一人として私が選ばれたのは、昭和44年のあのはげしい大学紛争の中において提出された「関西学院大学改革に関する学長代行提案」が成立する過程において、活発に機能した多くの委員会の中の一つであった、大学理念委員会のメンバーの一人が私であったからである。この一文はこの時の報告をもとにしている。

そこで、当時、大学理念委員会において、どのように考えて行ったかを想い起こしながら記すことにしてみたいのであるが、しかしこれはその委員会における統一的意見あるいは一応の成案をうるまでの経過というものではなく、その中で私自身がどのように考えたかということであって、その点において以下の文責は私自身にあることは言うまでもない。それだけに、種々の御批判を得たく思っている。(46.11.25)

1 問題 情況

関西学院における大学紛争は、昭和41年における篠山問題に端を発した。この問題はそれ自体として間もなく終結をみたのであるが、翌42年秋からの学費改訂問題を契機とする紛争の事実上の出発点をなした。43年3月末一応事態が収束されたが、その秋から余燼が再燃し、44年2月の入学試験時には新聞紙上を賑わす事件となり、それ以後学内は、教職員が学院構内に立ち入ることが事実上不可能になり、大学は荒廃の危機に瀕した。こ

の紛争過程における学生運動は、安保反対運動の組織化という政治目標をもった反体制運動であり、今や四分の一世紀に亘るとする一党支配および他党の無力に対するやるかたない不満を底流にもっていた。とりわけ、経済の高度成長政策の結果生じてきた諸問題を、経済成長のひずみとしてとらえ、いわゆる社会開発をこれに対応する政策として唱えるに至ったが、これがあくまで産業の高度成長を優先とする弥縫政策以外のものではなかったところから、人間の物質的・精神的存在そのものの危機を予感し、その危機の克服を現在の民主制に求めても不可能であると絶望し、直接民主主義の実現を運動の思潮としていた。この思潮の上に、実にさまざまの多様な問い合わせがなされたのである。尽きる所のない精神的・物質的な問題が相ついで提起された。そしてそれらの諸問題をただ一筋の論理によって連鎖的に結合し、その論理の前提そのものを一挙に覆すことによってあらゆる問題が解決するであろうという考え方から、絶対に妥協することのない、社会革命を志向するところの、言論あるいは民主制の枠からはみ出た強力による運動の展開となつたのである。これは、したがって現存の制度や考え方等の一切のものの否定の運動であった。

大学においては、現体制を前提とし、あるいはそれに支えられた大学を絶対的に否定し、その制度や学問およびその建物さえも破壊しようとする意図を有するが如くであった。この運動はこのように一切を否定する考え方を縦糸とし、学費改訂反対運動を契機として表面化した学生諸君の大学に対する欲求不満を横糸として組織化されようとしていたと思われる。その運動の目標は、この運動主体たる一部学生による、またその思潮と力による大学の自主管理であったと考えられる。この

ような運動は、勢い暴力によって大学を占拠し、その運動の自己主張を貫ぬかざるを得ないはめに立ち至った。

さて、このような志向を有する学生運動に対し教職員たるわれわれは、彼等の思想の論理の非論理性、彼等の運動の猪突性・非有効性を指摘し、あくまで話し合いによって了解せしめようと努めた。そのためには、われわれが大学の理念を十分に考える必要があったし、紛争中の学生と教師との対話の中で、それが深められもしたのであった。

しかしながら、われわれが大学の理念について考え始めたのは、言うまでもなくそれ以前に遡る。社会学部に関して言えば、昭和39年であった。35年に文学部より、社会学科と社会事業学科とを基礎として分離独立した社会学部は、その新学部に入学した学生を卒業生として送り出した経験によって、社会学部の教育を反省し、その方針を改めて検討し直そうとする機運が生じた。具体的には学部カリキュラム改訂案をめぐって行なわれたが、この場合の基本的論点は、大学における学問と教育に関してであった。

昭和41年以降の大学紛争の過程において、この問題が学生によって鋭く問われたが、しかしながら、この時の焦点にすえられた問題は、大学の自治であったと言ってよい。大学の自治はすなわち教授会の自治というこれまでの常識が、改めて問われることになったということである。これは自治の内容を重要な論点とし、学問の自由と深いかかわりを有する問題であるが、さらにその根底において自治を標榜する大学それ自身の構成を問題とするのである。この問題は、学生参加の問題として全国の大学において提起せられていたものであり、したがってこれに対する様々の意見が発表せられつつあった。

われわれは、44年2月以降の、紛争の最もはげしい混乱した段階において、関西学院大学の廃校か存続かという危機に直面して、大学を根底から改革しようとする意欲に燃えた作業を始めた。これはまず学部別に始められた。社会学部では教務・学生に関する学部事務および直接紛争対策に従事する教職員以外の者が集まり、宿泊して討議する機会をもち、多くの問題を論じたが、その内

最も基本的なものは、大学における学生の地位・権利の問題であり、社会学部における現状の問題を中心に論じた。

この年の4月に入って、大学の紛争を一日も早く解決しなければ、私立大学としての関西学院は間もなく財政的に崩壊するのではないかという極めて切迫した危機意識をもつて至ったが、しかし大学としてはこの解決への近道はないのであって、あくまで正道をふみ、大学の自己批判に基づく大学改革の理念を明らかにし、急ぐならば廻って大学の問題を根元から問い合わせ、新しい理念をもって創造の途を進まなければならないという認識であったと考える。かくして、関西学院大学全体の教職員を基盤とする大学理念委員会・組織改革委員会等の各種委員会が設置され、さらにそれに統いて問題毎に各種専門委員会が機動的に構成せられ、学外の各所において分散して会合したのである。大学理念委員会は4月7日に某所において発足した。

この委員会は発足以来4回、40時間以上の討論を重ねたが、その方法は当初に学長代行のもとにあった委員会委員がその委員会において提起せられた問題を、この理念委員会において敷衍説明することに始まり、討議の末各項目を各委員が分担し、以後毎回文書によって各項目に関する報告を作成し、そのコピーを各自が持つて討論を重ね、それをふまえた上で報告を書き改め、再びそれをコピーした上で再討議するという方法で行なった。したがって各日に会合を持ったのであるが、この間はまさに夜を日につぐ作業であった。

さて、この大学理念委員会のとるべき基本的態度であるが、これは数日後忽々に一応まとめたもの（第一回試論としておく）の序文に、よく現われている。すなわち、「大学紛争はさまざまの形態とさまざまの段階を内に含んでいるが、そこで真に問われているのは、これまで自明の前提とされた学問そのもの、大学そのもの、又それに伴なう学問研究の自由、大学の自治とはいいったい何に基づいており、何のために存在しているのか、という優れて理念的な問い合わせられているのである。その意味で制度その他のあらゆる改革の基礎に、それに先立って大学そのものの本質なり理念が問われているのであり、そうした方向において

問い合わせを受取るのでなければならない。

この紛争で提起された問題をその眞の精神において先取りし、新しい大学への一步を進めるのでなければ、それは単なる弥縫策に堕するであろう」ということであった。ここで特に強調しておきたいことは、新しい大学への創造の理念の探求が、暗黙のうちに各委員に了解されていたのである。そして当然のことながら、それは上述のごとき状況下にある関西学院大学の評論ではなく、新しい創造の理念であった。したがって、改めて問われるべき大前提是、大学であること、キリスト教の立場に立つ建学の精神、私立学校であることの三つである。われわれはまず現状認識から出発した。いうまでもなく関西学院大学の現状についてである。

大学の理念論・学問論は早くから大学の内外で論じられていたが、社会学部段階で論議の直接の資料にしたのは「ジュリスト」1969年4月1日号の、石井紫郎『変容する「大学の自治」』という論文であったと思う。私自身としては、紛争過程における学生と教師との討論と、この時の学部教員間の討論が念頭にあった。また大学理念委員会が発足した翌日4月8日の新聞紙上に、東京大学の改革準備調査会の「学生の役割と権利」に関する報告の抜粋が掲載されたが、これは時が時であつただけに、直にわれわれの討論の材料となつた。

2 発 想

大学という社会を、どのように認識し、またどうあるべきかという当面の諸問題を総括的に含み、創造すべき大学の構造に関するビジョン、そしてすぐれて実践的理念とも言うべきものとして、私の脳裡にうかんだのは、大学「共同体」→「目的社会」→?「協同社会」(共同体あるいは協同体ではない)であった。このような発想は、私が「村落共同体」やその解体を日頃研究課題としていることによると思うのであるがそれに今ふれる必要はない。ともかく、新しい大学の創造の理念として、実は言葉に困ったのであるが、とりあえず名づけた「協同社会」という理念を強調すべきであると考えたのである。この考えには、それを草々の間に十分説明できなかつたた

め、かなりの反対があった。大学は共同体から転化する目的社会とすることでよいという考え方による批判である。しかし私は、さらに目的社会論の批判の上に立たなければならないと考えていた。

大学の自治は古くしてかつ新しい問題であり、また私立大学と国公立の大学とは異った問題を有するが、戦後の同じく大学として有する共通の問題は、大学の自治はすなわち教授会の自治であるのかという問題である。

これには次の二つの大きな問題を含む。一つは大学の教授会とは何を指すかである。大学の意思決定機関としては、各学部の教授会があり、従来はこれが自治の主体であることは自明の理であった。しかし大学には大学評議会あるいは協議会があり、これと教授会の自治とどのような関係にあるかということは、十分には論じられていないかったように思う。前記東大報告は、大学を学問の研究と教育とを共通目的とするゲゼルシャフト「目的社会」とみており、またその内部においてさまざまの対立の契機があることを否定することを意味しないとしている。従来は対立の契機が存在しないという擬制の上に立つことが多かったが、しかしこのような見方は現実的とは思われない。各構成員が独立の人格を維持する限り、上述のような対立の契機が存在するのが当然であることを正面から認めた上で制度を作っていく方が、対立の存在を隠蔽するよりも、大学という「目的社会」の機能を發揮していく上で、より適切であろう、と。(44年4月8日、朝日新聞「記録」欄より)

東大報告にあげられる対立の契機の一つである「専攻する分野の違い」という点において、上記の主旨が尊重されるならば、各学部の独立性が実質的にも形式的に認められ、学部教授会の自治が強化することになり、極端な表現をすれば、東京大学は各学部に解体してしまうことになるであろう。まさしくそれは「目的社会」の具現であろうが、しかしそれを包括する東京大学とは一体何であるのか。東大総長は単なるシンボルに過ぎないとしても、一体それは何のシンボルであるのか、というような問題は、どのように考えられているのであろうか。東大という全体性、あるいは一体性は何であるのか、それは学部「目的社会」の単なる集合にすぎないのであろうか。

いま一つの問題は、大学の構成の問題である。研究があって学生の教育がなければ、それは研究所である。大学の構成員は教授と学生とを含んでいる。教授なき大学はあり得ないし、学生なき大学もあり得ない。その意味において、それらは対等の立場にある。この意味において大学の自治は、これらの構成員による自治であるべき筈である。しかしながら、それらの間には教える者と教えられる者、研究の指導者と指導される者というが如き機能上の差異があり、それに基づく地位の違いが存在する。制度的には、教授は研究と教育に関する責任を有し、比較的長期的固定的地位にあるが、学生の場合は流動的である。したがって、これらの機能的差異とそれにもとづく地位と責任という点から言えば、大学の自治において両者が同じ役割を有するわけではない。大学の自治は、教授会の自治と学生の自治とに、分れるのが自然であろう。

従来の大学の自治は、すなわち教授会の自治であって、石井繁郎氏の言葉をかりるならば、「これまでの『大学の自治』に見られる病理的現象の第一は、『教授会』による特権的支配の問題であり、これは健全な『学生自治』による批判の制度的保障が欠如していたことと表裏をなす」(ジュリスト、44年1月号、P.24) これは大学共同体に体する批判である。

東大報告は、「大学という社会の特徴は、学問の研究と教育（もしくは学習）を自ら行いまたはそれを補助しようと思ふ人々が、自らの意思によって集り、一つの社会を構成している点にある。各構成員が自らの意思に基づいて加わるゲゼルシャフト、『目的社会』とでも呼ぶるべきものである」と述べる。この一節を「大学という社会の基本構造」として報告の冒頭においていたのは、大学共同体を否定するがためである。「学生の地位に関する従来の基本的見解」の項において、次の如く言う。「東京大学が従来とってきた見解は、『大学の自治と学生の自治』と題するパンフレットにまとめられている。この『東大パンフ』は、『学生の自治』を『大学の自治』とはっきり区分し、それを教育の一環として認め、学生は大学が定めた規律に服しなければならないとしている。

この考え方では、『学生の自治』を『大学の自

治』（この場合は『教授会の自治』を意味する）の翼下におさめることによって権力から保護するという側面を持っていたといわれている」と述べ、「改革の必要性」を説く。「大学の制度の中に大学の構成要素の一つである学生に疎外感をいだかせ、あるいは疎外感を強める原因が内在しているならば、大学はそのような原因を取除くための努力を尽すべきであろう」とし、「現在の制度の問題点」をあげている。(1)大学の意思形成・決定に学生の意思を反映させる制度がなかったこと。(2)学生の権利の保障が制度化されていないこと。(3)学生を自立性をもった成人として扱う姿勢が確立されていないこと。(4)古い慣行が墨守されたことが多いこと」以上である。

ここにみられる見解は、まさに大学共同体の否定であり、大学において市民権を認められた学生を構成員に含めた大学目的社会が構想されている。その意味で大学の構造の近代化であり、その路線を歩もうとしているのである。のこと自体、大学紛争を通してなされた教授層の深刻な反省に基づくものであって、恐らくすべての大学についても正しい認識であろうと思う。

しかしながら 別の問題に立入ることになるが問題をもう一步進めて、近代化路線の教育を考えてみよう。同報告は次の如く言う。「教官が学生の人格的成长に対して影響を与えるということは、教育機関としては望ましいことである。しかしながら、大学における教育は、あくまで相互の独立の人格をもつ人間が、学問の場を中心として接触することによってなされるのを原則とすべきであり、全人格的な育成・指導を直接の目的としてなされることを原則とすべきではない。高度の学問研究の機関であるとともに多数の学生を教育する高等教育機関としての性格をもつ大学に、全人格教育の機関としての機能をもあわせ期待することは現実的ではなく、またそのような期待の上に制度を設けることは、結果はさまざまの矛盾を露呈せざるをえないように思われる。

今後の改革にあたっては、学生に対する過剰な『保護意識』とその裏側として存在する『権威主義的発想』とを、大学の機構からとり去り、教官と学生の間に、学問を媒介とし、独立の人格を前提とした人間関係を築くことに努めるべきであろ

う」と。

以上を要約すれば、大学は全人格教育を放棄し、専ら高度の専門教育を行ない、研究と教育の場において、よき人間関係を作るということになるのではないだろうか。さて、このことは、利潤を追求する産業が、生産性をあげるために産業における人間関係を重視することと、どれほどの相違があるのであろうか。もし、このように読みとるとすれば、これは大学をゲゼルシャフトと考える必然の帰結である。これが大学の近代化路線の姿であろう。

学生が大学紛争の過程において提起した問題の一つは、実はこの点にあったのではないだろうか。現代資本制社会における「目的社会」には、実質的には資本の論理が貫徹しており、大学もその例外ではないことを指摘し、人間の論理が疎外化されている現状を皮膚で感じ取り、人間性回復の行動への叫びをあげたのではないか。内面的には、人間の日常性への堕落に対する問題の提起であった。

全人格教育が、東大で放棄されるという場合、それは何を意味するかが問われたのであろうか。人格教育は古くして、かつ新しい問題であるが、捨てられたものが、個人主義的な人格観にもとづく抽象的な人間性自体の絶対的価値の主張にもとづくものであるとしても、社会的存在としての人間の、現代社会の精神的・物質的諸矛盾を克服しようとする意欲にかかわる問題として、人格形成をとりあげようとする考えはないのであろうか。このような問い合わせによる社会的人間性の形成を伴なわない専門家の養成は、甚だ危険な教育といわねばならない。大学目的社会論は、このような問題性を有する見解といわねばならない。

しかば、大学目的社会を克服し、現実に新しい大学を創造しようとするにあたって、大学の理念をいかに考えるべきであろうか。

3 構 想

上述した諸問題を含めて、これを関西学院大学の問題として考えることにしたい。

まず過去に、一つのムードとしての精神的状況が存在した。家族的学園であるという雰囲気である。ここにいう家族的とは何を意味するか。一般

的には「家」制度における家父長制を想起するのであって、家長と家族員との間には支配・服従の関係があるが如く、学園においては、教授もしくは教授会と学生との間の関係において、学生は家族員ないし子供の位置にあって、無権利状態にあると觀念せられてきた。意識すると否とに拘らず、このような觀念を有する場合、大学は「共同体」であるといわれるであろう。

関西学院における精神的状況は、しかしながらこれとは異っていたと思われる。それは、本来プロテスタンントの立場に立つものであって、その基本は共同体から解放されている個人を構成要素とするものであり、それらの関係は神を媒介とする隣人愛・兄弟愛による結合関係であると考えられる。そこでは構成員は平等の立場にあり、それぞれの人格を相互に認めあうところの横の結合関係を基本としている。かつて、ベーツ院長が学生によびかけられた“Good-morning, Gentleman!”という言葉は、その象徴であった。初期の関西学院における構成員の関係は、教師も学生も、それらの機能的な違いは認めつつも、彼らの間の相互に人格を認めあつた人々の、神の愛による横の結合という性質を基本としていたのであろうと思われる。関西学院は、理念的にはキリスト教を信じあるいはキリスト教主義教育を受けようとする者の兄弟愛・姉妹愛にもとづく同志愛的横の結合関係を基調とする協同体であり、盟約団体の性質を有したものと考えられる。

しかしながら、それがやがて大学となり、その教師群・学生群が膨張し、組織化・制度化が進むに従って、初発の基本的人間関係が疎外されるに至ったのではないだろうか。そしてこれを肯定する者も否定する者も、隣人愛・兄弟愛の関係は、教職員の間の関係であり、無意識の内に学生はそこから除外され、教職員と学生との関係は、家父長と子供との関係に擬せられていたのではないだろうか。

有賀喜左衛門教授は、かかる親子もしくはその擬制としてのオヤ・コの觀念は、日本民族文化圏における行為の形態に貫ぬく意識であることを強調するが、関西学院における人間関係にも、こういう意識が存在しなかったとは言えないであろう。少くとも制度的には、そう考えられる実態を示し

ていたように思う。この共同体的観念と実態とを批判し、学生が大学の構成員たる権利を主張し、大学がそれを制度的に認めた最初は、昭和35年の全学連絡会議の設置であったと思う。これは関西学院が対等の立場にある教職員学生の構成する学院社会を実現しようとする序幕であったのではないかだろうか。それは関西学院の構成の近代化であった。しかしながら、そこには大学の構成や、構成員による自治さらには大学の理念に関する深い反省はなかったように思う。形ができるも魂が入らなければ、それは形骸化する。その反省を深める機会をわれわれは持ったのである。

そこでいま、関西学院という存在の原点に立ち返って、反省してみたい。関西学院とは一体何であるのか。それは市民社会を前提として、その中に存在するところの、それ自体としては市民社会から相対的に独立性を有する団体である。この団体の一体性・全体性は何であるのか。最初は、小数の者のキリスト教布教のための教育およびキリスト教主義の普通教育を目的とするものであり、それを志向する者の集まりであった。それが、タテ関係の秩序意識を有する共同体であったか、兄弟愛の関係にもとづくヨコ関係の秩序意識を有する協同体であったかは前述したところである。

しかしながら、それが大学となり、学生数が増加するにつれて、団体の性質が変ったと考えなければならない。関西学院は大量の学生を擁する専門教育と研究を目指す大学に重点を移すにつれて、同志的結合から研究と専門教育機能を契機とする結合への変化である。関西学院は関西学院大学に転化したのである。それはもはや共同体や協同体ではなく、まさに目的社会に転化した（制度的には、それは旧態のままであった）。しかし、目的社会たる大学が、依然として建学の精神を掲げる関西学院大学であるためには、その理念を明確にしなければならないが、従来は自明であった関西学院のかかげる理念ではその妥当する範囲が極めて限られるに至った。構成メンバーの質が変化したからである。

「真理は汝等に自由を得さすべし」から「マスター・フォア・サービス」へのモットーの変化は、上述の関西学院から関西学院大学への変化に対応する理念の適応的表現変化であったと考えら

れる。「イエスを信じることによって体得される真理は、あなたがたを主人と奴隸との関係から解放し、隣人に奉仕する愛への自由、愛をもって互いに仕える自由をあなたがたは体得するであろう」というモットーは、構成者の大部分が信仰者であった関西学院には妥当であったが、しかし大部分が信仰者ではなくなり、また目的社会たる性質がより一層強くなるような状況では、適当でない。関西学院大学に、より適切に妥当するところの、より一般性を有する、しかも目的社会を、より根元的に問うところのモットーとして「マスター・フォア・サービス」（奉仕のための鍊達）が掲げられる必要があったのである。

しかば、この新しい理念は、いかなる意味を有するのであろうか。先のモットーは、共同体から協同体へ、さらに目的社会への転化の理念であった。新しいモットーは、目的社会をアウフヘーベンする意味をもつたものと、私は理解する。すなわち、ここにいうサービスは、異邦人の支配者に対する奉仕、権力をふるう者への奉仕ではなくまた自己の名誉や榮達という利己目的のための奉仕ではなく、全人類を愛するが故の全人類への奉仕である。鍊達とは、この奉仕のために知識や技能に熟達し全人類のために自己の創造的天分を伸ばすという意味であって、この姿勢あるいはこの態度が、人間生活に浸透するとき、そこに人格の形成を見るのである。

人格形成は単なる道徳律に従うのでもなく、單に人間関係をよくするのでもなく、人間のあるべき姿への理念である。現代社会の本質的問題といえば、多様化した利益追求を契機とする合理的社会関係は、それら自身の論理に従って、「見えざる手に導かれ」調和のある世界をもたらすどころか、無秩序の自由の競争によって巨大資本と官僚制支配をもたらし、そこではそれに必要な限りでの人間関係作りは強調されるが、全人類の人間らしい生活の犠牲（例えば公害）を強い目的社会が形成される。新しいモットーはこれを否定し、全人類を隣人として、彼等に対する愛の奉仕を正義とし、このプリンシップを最優先とするところの、より次元の高い社会を目指すことを啓示する理念である。ベーツ博士の“Mastery for Service”は、目的社会化する世界と学院の前

途を見通し、その危険を克服すべき人間を関西学院が作り、関西学院そのものが目的社会たることを揚棄し、それを通して世界を目的社会から更に高次の世界へ移行さすべきことを啓示する理念であると言つてよいであろう。今日の関西学院大学は、その構成員の多くの者がクリスチャンではない。彼らが構成する目的社会をそのまま放置すれば、いわゆる近代化路線を歩むことは必然である。より高次の社会への転化は、その構成員の絶えざる自己批判を必要とする。それは、大学では、何のために学問をするのかという素朴な、しかも根元的な問いかけを各構成員が自ら考え、また討論を展開すべきであろう。この問いかけ、およびそれに関する啓示が“Mastery for Service”である。これは現代社会を肯定し、その中で特定個人や利益団体への奉仕を説くという意味のものではない。この問いかけと啓示による自覚を絶えずくり返し、より高い次元の社会を志向する者の集まり、あるいはそのような志向に導くことを目標とするのが、関西学院大学である。それは単なる研究と教育の機関たる目的社会であってはならず、何のために学問をするのかという問いかけと啓示を通して、より高次の社会を創造しようと志向する者の協同する社会=協同社会（第三社会）でなければならない。関西学院大学は、このような理念によってその一體性をもつ協同社会であり、またあるべきである。

4 協 同 社 会 論

大学は、大学共同体たることを否定し、大学の構成員として学生の市民権を認め、教授会の自治に対する、健全な学生自治による絶えざる批判の制度的な保障を確立し 大学目的社会へ移行することは、大学の近代化としてまずなされなければならないことである。しかしながら、目的社会の世界において大学がそれから相対的に独立して存在し学問の自由と大学の自治を守る所以は、目的社会の世界における物質的・精神的諸矛盾を絶えず批判し、大学自らが絶えざる改革を行なう必要があるからである。大学を取りまく利益・目的社会からの諸問題の投入を契機として、大学の研究と教育とを、その理念において独自に展開すべきであるからである。それと同時に、大学はそれを

取りまく目的社会に対して、大学協同社会の理念およびその理念における研究成果と教育成果=卒業生を送り出し、外目的社会に対し、その協同社会化の諸契機を投入すべきである。これが、大学の学問の自由と自治との基本理念である。この意味において、大学は閉鎖された象牙の塔であってはならず、開かれた大学であり著しく公共性を有するのである。

大学の教育は、基本的には専門教育と一般教育とからなるのであるが、それらは常に理念にかかわる問題として展開されるべきである。とりわけ一般教育は、専門教育の基礎課目としてではなく、また単に多方面の知識の量を増加させる目的としてではなく、すぐれて大学の理念にかかわる、あるいは協同社会の理念にかかわる歴史・理論・政策・技術・思想・文学等々の問題として、専門課目と平行してなさるべきものであろう。

大学の制度は、上述の大学の理念にもとづく研究と教育とが円滑に行なわれるためには設けらるべきであり、その改革は、この理念に則り終ることのない改革として考えねばならないであろう。そしてそれは、目的社会を批判し、協同社会の理念を問い合わせ、構成員相互の批判を保証する事を基本とし、構成員の機能的差異にもとづく機能的組織を構成すべきである。これは協同社会の理念を求め、またその問いかけによって目的社会の観念から解放された自由に意欲する人間としての大学の構成員の自らの努力として成立せしむべきものであろう。大学は、かかるものとして、目的社会の世界の中で、それ自体の協同社会化の努力を通して、外世界の協同社会化の核たりうるであろう。その意味で、大学は社会に奉仕すべきである。開かれた大学は、このような意味においてあるべきであって、逆に、目的社会の要求をそのまま受け入れる窓を設けたり、それに従属する紐帯と歯車を設けることであってはならない。大学は単なる社会的研究・教育の機関ではない。大学の公共性は、基本的にはこの意味においてである。

大学は、それ自体として利潤を生むものではない。従って、現在大学がその中において存在するところの利益・目的社会とは原理的に異なるところのものである。目的社会では一面において、教

育を受け自らの能力を伸ばし、卒業後自らの能力によって社会的に機能すると共に、その能力に応じた活動によって、所得を得るという点において、大学の研究にもとづく教育の成果は、教育を受けた個人に帰属する。他面において、それは社会的機能を果たし、その成果は社会に帰属する。その社会が利益社会である場合には、直接的には例えば株式会社に帰属し、あるいはそれを構成する特定の個人に帰属する。しかし、それらの企業は社会的分業の一部をになうものであって、その意味において、大学の教育の成果は、間接的に全体社会に帰属する。大学の研究と教育は、それらの企業において活動する人々を養成し、その企業の社会的機能をより有効ならしめ、その企業の社会的分業を通して全体社会に役立つという聯関において、大学の研究と教育の成果は全体社会に帰属する。これらの帰属関係は生産の社会化の進展と共に労働の社会的性質が増大するということを根拠とし、その進展と共に、後者の帰属関係が重みを加えるに至る。大学の財政的基礎は、大学の研究と教育の成果のかかる帰属関係から考えるべきであろう。

しかしあれわれは、さらに考るべき点を指摘しなければならない。利益・目的社会は、利益目的を目標として、自由・競争、無秩序の支配する計算合理的社会であり、全体としてはおのずから調和ある秩序が生ずるであろうと期待し、それを法的に保障する社会である。けれども、この社会の進行の必然的結果は、一方において社会的分業の細分化と労働の社会的性質の強化とをもたらし、他方において大量生産と特別利潤獲得のための技術の高度化および設備の巨大化に裏づけられた巨大資本が現われるに及び、産業はそれに系列化され、系列下の企業も労働者も巨大資本に奉仕する役割を増大し、それらの利潤獲得行動も、また労働者の生計も抑圧され、企業は本来はそれ自身の負担すべき産業廃棄物処理をおこなり、公害をたれ流し、また技術、労働者は機械・設備や管理組織に従属するものとなり、人間は物質的にはその生存をおびやかされ、精神的には人間性を喪失したエコノミック・アニマル化すという、全人類の危機に直面している。これは、利益・目的社会の危機と表現しうる様相である。このような状況で

は、大学の研究と教育の成果は主として巨大資本に帰属し、個人および社会への帰属はむしろマイナスとなるであろう。そしてこれらに対する消極的・積極的抵抗が、種々の様相において現わされてくる。これらの抵抗の出現は、彼等自身を守るために利益社会的行動であるかも知れない。

しかしそれは利益・目的社会を糾弾し、純化した利益社会的行為に反省を促し、その修正を迫るという意味をもつものであろう。客観的には、これは利益・目的社会克服への一つの契機をなす。この行動は、目的社会の協同社会への転化の無意識の行動である。かかる利益社会的行為に対する利益社会的行為の抵抗という形をとりつつ、自然史的過程として形成される社会を、尾高朝雄氏はその著書「国家構造論」において「協成社会」とよぶのであろう。

尾高氏の「協成社会」については、「学長代行提案」の大学構成員による承認後、清水盛光教授の教示によって学んだのであるが、それは「共同社会団体」→「利益社会団体」→「協成社会団体」の図式において考えられるものであって、これは「実在認識のための一指標、純粹の理論科学の立場が要求する一理念型」(P.416)である。そして、シュタムラアの「自由に意欲する人々の共同団体」(P.416)は、「この理念の中心が聊か個我の立場に偏重している嫌いがあるけれども、その点を除いて考えれば…大凡協成社会団体の構造をもつものと言ってよい。何故ならば、若しも眞の自由が単なる無拘束の状態を意味せず、自主的自覚的なる自己拘束をこそ自由と指称すべきであるとすれば、協成社会団体人はいれども誠の自由人であると言わなければならないからである」としているが、しかし協成社会団体は、かかる実践的社会理念としてのものではない、としている。これが尾高氏の考え方である。

私の言う「協同社会」(第三社会)は、大凡協成社会と同じ構造をもつのであるが、実在認識のための一理念型というよりは、むしろ実践的理念である。すなわち 協成社会が「今日成りつつあるところの社会形態」(P.417)であるのに対し、第三社会としての「協同社会」は「今日作ろうとしている社会形態」であり、むしろシュタムラアのいうところに近いのではないかと思う。いずれ

にしてもその「根本原理」は、尾高氏の規定される如くである。すなわち、「全体における個人の自覚であり、個人の自覚を通じての全体の自己実現である。此の団体形態を形作るところの個人は、もはや共同社会団体（共同体…筆者）の構成員の如く無自覚に全体の中に埋没した部分ではなく、特殊の個性と自主自律の意志とを以て行動する單一人格者である。

然しながら、彼等はまた利益社会人とも異なり、自己の個人的存在に終極の意義を置かず、団体的普遍者の一員として活動するところに、眞の自己完成の存することを意識している。故に、これ等の個人にとっては、団体の部分としてこれに服従することは、自己を越えて更に自己に還る所以であり、決して徒らに自己を否定するところの盲従または屈従を意味しない。かかる自主自律の個人が、進んで全体の部分たる立場に自己を置き、全体の意志を構成すべき組織を定め、自ら全体を代表し、全体の機関として活動し、その活動の共同性によって全体の実在を力強く底盤して行くところに、協成社会団体の本質が存する」（P. 414—415）

さて、このような「協成社会団体の構成員の相互関係は 全体の実在を底盤する点では共同社会関係であるが 個人の自覚に重心を置く点では利益社会関係である。若しも、今日世界の何処かに純粹の協成社会団体が実存するとなれば、その団体員相互の事実は共同社会関係と利益社会関係との綜合形態を示すべき筈であるけれども、実在する不純な協成団体に於ては、団体員の相互関係は、寧ろ共同社会性と利益社会性との交替として現れる。利益社会関係が表面に結成される時には、個人の自覚が高まり、基底に横たわる共同社会関係が、利益社会関係の上層結成を打破して国民生活の地表に湧出する場合には、全体の実在性が強化されるのである」（P. 419）

このような原理と構造を有する協成社会を内容とする実践理念としての「協同社会」（第三社会）は、国民社会の規模において、さらに世界社会の規模において構想されうるが、われわれは当面、そのような規模での「協同社会」（第三社会）の実現のための一つの核「協同社会」として、大学「協同社会」を構想しているのである。利益目的

社会の真直中において、大学が第三社会たることが、学問の自由・大学の自治・批判の府たることを主張する根拠である。

利益・目的社会は危殆に瀕している。この時に利益社会人の自覚を促し、協同社会の理念を体した研究と教育に培われた協同社会人の養成は喫緊事である。その成果は、やがて社会全体に帰属するであろうし、社会全体に帰属せしめねばならない。関西学院大学は、このような意味での研究と教育とを、*“Mastery for Service”* というモットーを一人一人に聞いかけることによって行なおうとしているのである。関西学院大学は、この共同志向と自主自律による一体性を有するのである。大学の必要とする経費の大なる部分はこの意味において社会全体の負担するところでなければならぬ。これが受益者負担の意味である。

大学への大幅の国庫助成は、かかるものとして当然のことと考えねばならない。それは単に大学が財政的に貧困であるから援助するという性質のものであるよりは、むしろ利益社会を協同社会へ転化するための社会的経費である。

最後に、「協同社会」における社会規範について考えるため、「協成社会」における「法について言えば、共同社会団体の法は主として社会規範から成り、利益社会団体においては強制規範が著しく発達するが、協成社会団体の法は両規範形態の均衡を原理とする。成文法万能の思想に対する自由法思想の抬頭、法における道徳的契機の重視権利本位の法律觀より義務本位、社会本位の法律觀への動きは、利益社会団体から協成社会団体への推移と平行する現象である」（P. 419）

この一節は、大学協同社会（第三社会）における法・規範形成に示唆的である。

註。参照。尾高朝雄著「國家構造論」

第九章	社会団体の実在	P. 277
三三	社会関係の構造	P. 277
三四	社会関係の基本形態	P. 283
三五	共同社会関係と利益社会関係	P. 291
三六	社会団体の実在的底盤	P. 299
第一三章	社会団体の組織	P. 383
四七	社会団体に於ける全体と部分	P. 383
四八	社会団体の基本形態	P. 390
四九	共同社会団体	P. 399
五一	利益社会団体	P. 406
五一	協成社会団体	P. 414